玉名市自治基本条例見直し案（新旧対照表）

現行	見直し案
第１章　総則 （定義） 第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　市民　市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動し、若しくは事業を営むもの等をいう。 (2)　執行機関　市長（公営企業管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3)　参画　政策の立案から実施に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。 (4)　協働　市民、市議会及び執行機関が自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し協力することをいう。 (5)　まちづくり　自分たちの暮らす地域を住み良くしていくことを目的として様々な人々が協力し、及び連携して行う取組及び活動をいう。	**第１章　総則** （定義） 第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　市民　市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動し、若しくは事業を営むもの等をいう。 (2)　執行機関　市長（公営企業管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3)　参画　政策の立案から実施に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。 (4)　協働　市民、市議会及び執行機関が自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し協力することをいう。 (5)　まちづくり　自分たちの暮らす地域を住み良くしていくことを目的として様々な人々が協力し、及び連携して行う取組及び活動をいう。
【解説】 この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語である「市民」、「執行機関」、「参画」及び「協働」について定義したものです。 第１号（市民） 自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています（外国籍の市民も含みます。）。また、「者」は個人を指し、「もの」には個人のほか団体、企業等を含んでいます。	**【解説】** この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語である「市民」、「執行機関」、「参画」及び「協働」について定義したものです。 第１号（市民） 本条例における「市民」とは、市内に居住している人のほか、市内に通勤・通学する人、市内で活動する様々な団体や事業者等、本市に関わる多様な主体を含みます。 子どもから高齢者まですべての「個人」はもちろん、社会福祉法人や自治会などの様々な「公共的団体や市民活動団体」、そして企業や個人事業主といった「事業者」、「公共団体」など、多様な主体がそれぞれの特性を活かし、互いに連携・協働していくことが不可欠です。

現行	見直し案
第２号（執行機関） 　執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会を指し、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。	第２号（執行機関） 　執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会を指し、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。 　執行機関が決定した方針や意思に基づき、職員が実際の行政サービスや事務を担当します。
第３号（参画） 　男女共同参画など、「参画」という言葉がよく使用されるようになっていますが、「参加」と「参画」の違いは、「参加」とは、決まったことに形式的に加わることをいい、「参画」とは、企画立案の意思決定過程の段階から主体的に参加することをいいます。「参画」は、意思決定過程において、積極的に計画立案に入っていくということが自治基本条例の趣旨からも参画の姿であり、例えば、審議会等の委員となって発言するなど、市の政策形成及びその実施過程において市民が主体的に関わることをいいます。	第３号（参画） 　既に決まった活動に加わる「参加」に対し、「参画」は計画立案や意思決定の段階から主体的に関わることをいいます。例えば、市民アンケートやパブリックコメントで意見を届けること、意見交換会やワークショップでアイデアを出し合うこと、審議会等の委員として発言することなど、市の政策がつくられる過程に市民が自分なりの方法で関わることが、本条例の定義する「参画」です。
第４号（協働） 　多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、市議会や執行機関だけで取り組むことが困難な状況の中、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合うことによって、その課題を解決し、目的を実現することをいいます。	第４号（協働） 　多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、市民、市議会、執行機関が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合うことによって、その課題を解決し、目的を実現することをいいます。
第５号（まちづくり） 　自分たちが暮らしている地域を住み良く、よりよいものに創り上げていくために、様々な人々が協力・連携して行う取組や活動を指しています。	第５号（まちづくり） 　自分たちが暮らしている地域を住み良く、よりよいものに創り上げていくために、様々な人々が協力・連携して行う取組や活動を指しています。
第２章　市民の権利及び責務 （子どもの権利） 第８条　次代を担う子どもは、年齢に応じて市政に関する情報を知る権利と、市政に参画する権利を有するものとする。 ２　市議会及び執行機関は、前項の権利を保障する	**第２章　市民の権利及び責務** （子どもの権利） 第８条　次代を担う子どもは、市政に関する情報を知る権利と、市政に参画する権利を有するものとする。 ２　市議会及び執行機関は、前項の権利を保障する

現行	見直し案
ため、子どもの主体性を尊重し＿＿＿

現行	見直し案
行うことに努めることを規定したものです。	行うことに努めることを規定したものです。
第５章　市政の原則及び制度 （総合的かつ計画的な市政） 第１５条　市長は、総合的かつ計画的な行政を推進するため、基本構想を市議会の議決を経て策定するとともに、その実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定するものとする。 ２　市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。 ３　市長は、総合計画について、市民への周知を図るとともに、その進行管理を適切に行うものとする。	**第５章　市政の原則及び制度** （総合的かつ計画的な市政） 第１５条　市長は、総合的かつ計画的な行政を推進するため、基本構想を市議会の議決を経て策定するとともに、その実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定するものとする。 ２　市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。 ３　市長は、総合計画について、市民への周知を図るとともに、その進行管理を適切に行うものとする。
【解説】 総合計画は、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であり、長期的展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すもので、自治基本条例に規定することで、自治体の政策展開の根幹たる地位の確立を図るものです。 第１項は、市長は、将来像、基本目標を定めた総合計画基本構想（１０カ年）を市議会の議決を経て策定し、また、その実現のための総合計画基本計画（５カ年）及び総合計画実施計画（３カ年）を策定することを規定したものです。 第２項は、市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見の適切な反映に努めることを規定したものです。 第３項は、市長は、総合計画について、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行うことを規定したものです。	【解説】 総合計画は、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であり、長期的展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すもので、自治基本条例に規定することで、自治体の政策展開の根幹たる地位の確立を図るものです。 第１項は、市長は、将来像、基本目標を定めた総合計画基本構想＿＿＿＿を市議会の議決を経て策定し、また、その実現のための総合計画基本計画＿＿＿＿及び総合計画実施計画＿＿＿＿を策定することを規定したものです。 第２項は、市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見の適切な反映に努めることを規定したものです。 第３項は、市長は、総合計画について、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行うことを規定したものです。
（審議会等） 第１８条　執行機関は、その所管する審議会等の委員の選定に当たっては、市民が積極的に参加できるよう公募により行うよう努めるとともに、男女共同参画に配慮しなければならない。	（審議会等） 第１８条　執行機関は、その所管する審議会等の委員の選定に当たっては、市民が積極的に参加できるよう公募により行うよう努めるとともに、男女共同参画に配慮しなければならない。
【解説】	【解説】

現行	見直し案
政策決定に大きな役割を果たす附属機関（審議会や委員会など）への参画を条例で保障し、一般化するものです。 従来は、学識経験者や各種団体の長などから選任する場合が主でしたが、審議会等への参画は、市の政策決定や計画策定に大きな役割を果たすものであり、近年は、市民の参画を促進するため、公募という手段をとる場合が増えてきています。 今後も公募による選任に努めるとともに、男女の共同参画に基づき、女性の登用についても配慮する必要があることとしています。	政策決定に大きな役割を果たす附属機関（審議会や委員会など）への参画を条例で保障し、一般化するものです。 従来は、学識経験者や各種団体の長などから選任する場合が主でしたが、審議会等への参画は、市の政策決定や計画策定に大きな役割を果たすものであり、近年は、市民の参画を促進するため、公募という手段をとる場合が増えてきています。当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見・学識・経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意するとともに、今後も公募による選任に努めます。また、男女の共同参画に基づき、女性の登用についても配慮する必要があることとしています。
（危機管理） 第２２条　市長は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保並びに危機管理の意識の向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者、関係機関等との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。	（危機管理） 第２２条　市長は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保並びに危機管理の意識の向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者、関係機関等との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。 ２　市民は、平時から一人ひとりが緊急時に備え、物資等の備蓄や地域コミュニティの強化等に努めるとともに、緊急時には安全に配慮しながら相互に助けあうよう努めるものする。
【解説】 近年、国内で発生するおそれのある危機は、地震や水害などの自然災害、大規模な火災、化学物質の漏洩などの事故、テロ災害、公共施設への不審者侵入事件、重篤な感染症・集団食中毒など多岐に及んでおり、従来型の防災対策だけでは不十分な状況となってきています。 そこで、市民の生命を預かる市長は、いつ起きるともわからない不測の事態に備え、市民、事業者、関係機関等との協力のもと、危機管理体制の確立に努める必要があります。	【解説】 近年、国内で発生するおそれのある危機は、地震や水害などの自然災害、大規模な火災、化学物質の漏洩などの事故、テロ災害、公共施設への不審者侵入事件、重篤な感染症・集団食中毒など多岐に及んでおり、従来型の防災対策だけでは不十分な状況となってきています。 第１項では、市長は、緊急時に必要な支援を迅速に提供できる体制を整え、市民が緊急時に自らの生命を守る行動を確実に取れるよう啓発を図ります。また、市民の自助及び共助の促進を図り、市民、事

現行	見直し案
	業者、関係機関等との相互連携により、必要な支援が迅速に届くよう、毎年見直しを図りながら支援体制を改善していくことを規定しています。 　また、大規模な災害等が発生した際には、行政の力だけでは対応に限界が生じることがあります。そこで第２項では、市民一人ひとりが日頃から自らの身を守るための「自助」の意識を高め、また地域や組織の中で助け合う「共助」の力を育むことの重要性を定めています。
第６章　情報の共有 （情報公開） 第２４条　執行機関は、政策形成等における情報を市民に分かりやすく公開するよう努めなければならない。 ２　情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。 【解説】 　市民の市政への参画が一段と進む中で、より開かれた市政の実現が求められることから自治基本条例に定義することにより、情報の公開を総合的に推進していこうとするものです。 　第１項は、市民が自ら必要とする情報の公開を市に請求し、この請求に応じて執行機関が情報を公開するものですが、広報紙やホームページ、告示等の手段を使い、積極的に情報を提供する情報公表制度を含むものです。 　第２項は、情報公開に関し、より詳細な規定は「玉名市情報公開条例」で定めていることとしています。	**第６章　情報の共有** （情報公開） 第２４条　執行機関は、政策形成等における情報を市民に分かりやすく公開するよう努めなければならない。 ２　情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。 【解説】 　市民の市政への参画が一段と進む中で、より開かれた市政の実現が求められることから自治基本条例に定義することにより、情報の公開を総合的に推進していこうとするものです。 　第１項は、市民が自ら必要とする情報の公開を市に請求し、この請求に応じて執行機関が情報を公開するものですが、広報紙やホームページ、告示等の手段を使い、積極的に情報を提供する情報公表制度を含むものです。情報の公表にあたっては、多様な情報伝達手段の活用、多言語・やさしい日本語での対応などに努め、市民が実際に情報を得て理解できるよう配慮します。 　第２項は、情報公開に関し、より詳細な規定は「玉名市情報公開条例」で定めていることとしています。
第７章　市民参画 （参画の制度） 第２７条　執行機関は、政策の立案、実施、評価及	**第７章　市民参画** （参画の制度） 第２７条　執行機関は、政策の立案、実施、評価及

現行	見直し案
び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、市民の参画を推進するよう配慮しなければならない。 2　執行機関は、市民の参画の推進を実現するため、市民に等しく参画の機会を保障し、市民の多様な意見を反映することに努めるとともに、参画が困難な市民が参画することができるよう必要な支援を講ずるよう努めるものとする。 3　執行機関は、市民の参画の機会を広げるため、多様な手法をとるよう努めるものとする。	び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、市民の参画を推進するよう配慮しなければならない。 2　執行機関は、市民の参画の推進を実現するため、市民に等しく参画の機会を保障し、市民の多様な意見を反映することに努めるとともに、参画が困難な市民が参画することができるよう必要な支援を講ずるよう努めるものとする。 3　執行機関は、市民の参画の機会を広げるため、多様な手法をとるよう努めるものとする。
【解説】 市民参画、協働は、市民が自治の主体であるという基本理念を実現するための最も重要な項目であり、第６条の市民の権利に「市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有し、まちづくりに関し提案する権利を有する。」と規定しています。ここでは、その権利を保障する執行機関の責務を規定したものです。	【解説】 市民参画、協働は、市民が自治の主体であるという基本理念を実現するための最も重要な項目であり、第６条の市民の権利に「市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有し、まちづくりに関し提案する権利を有する。」と規定しています。この条項は、その権利を保障する執行機関の責務を示すものです。 市民の誰もに参画の機会を保障するため、意見を表明することや、会合に参加することが難しい市民に対しては、執行機関が積極的に支援を行うことを定めています。多様な伝達手段での情報提供や参加しやすい環境づくり、使用言語の配慮などにより、市民が尊重しあい、過度な負担感なく参画するための支援が想定されます。
第１０章　国、県等との連携 第３０条　市長は、共通する課題を解決するため、国、県及び関係する地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めるものとする。	**第１０章　国、県等との連携** 第３０条　市長は、共通する課題を解決するため、国、県、関係する地方公共団体等と互いに連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
【解説】 一自治体では対応できない行政課題を、他自治体と連携しながら解決を図るということを規定したものです。	【解説】 一自治体では対応できない行政課題を、他自治体等と連携しながら解決を図るということを規定したものです。 具体的には、国や県とは地方分権の趣旨に基づいた対等な協力関係のもとで相互に協力していくこ

現行	見直し案
	と、また、近隣の地方自治体などと連携し、広域的な課題の解決に取り組むことを定めています。 　また、市域外の公共的団体などとも協力し、共通の課題解決に努めます。